

令和3年3月愛荘町議会定例会会議録

令和3年3月23日（火）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算
日程第 2 議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 5 議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第 6 議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

~~~~~

- 追加日程第1 同意第 5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
追加日程第2 議案第21号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例  
追加日程第3 議案第22号 愛荘町立幼稚園緊急一時保育に関する条例  
追加日程第4 議案第23号 愛荘町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例  
追加日程第5 議案第24号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例  
追加日程第6 議案第25号 契約の締結につき議決を求めることについて  
追加日程第7 議案第26号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）

~~~~~

- 追加日程第1 議案第27号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）
追加日程第2 議案第28号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例

~~~~~

- 追加日程第1 同意第 6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについて

~~~~~

- 追加日程第1 意見書第1号 新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求め

る意見書

- 追加日程第2 議提第 2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第3 議提第 3号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第4 議提第 4号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第5 議提第 5号 議員派遣について

~~~~~

- 追加日程第1 議長辞職の件

~~~~~

- 追加日程第1 選挙第 1号 議長の選挙

~~~~~

- 追加日程第1 選挙第 2号 副議長の選挙

~~~~~

- 追加日程第1 指定第 1号 議席の変更について

- 追加日程第2 選任第 2号 常任委員会委員の選任について

- 追加日程第3 報告第 2号 総務産業建設常任委員会の委員長の報告について

- 追加日程第4 選任第 3号 議会運営委員会委員の選任について

- 追加日程第5 報告第 3号 議会運営委員会の委員長、副委員長の報告について

- 追加日程第6 選任第 4号 特別委員会委員の選任について

- 追加日程第7 報告第 4号 特別委員会の委員長、副委員長の報告について

- 追加日程第8 選挙第 3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について

- 追加日程第9 選挙第 4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 澤田源宏君 | 2番 村西作雄君 |
| 3番 森野隆君 | 4番 西澤桂一君 |
| 5番 村田定君 | 6番 伊谷正昭君 |
| 7番 高橋正夫君 | 8番 外川善正君 |
| 9番 徳田文治君 | 10番 吉岡ゑみ子君 |
| 11番 瀧すみ江君 | 12番 竹中秀夫君 |
| 13番 辰己保君 | 14番 河村善一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田 寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	岡部得晴君	産業担当政策監	中村喜久夫君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	まちづくり協働課長	西川傳和君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	農林商工課長	北川三津夫君
子ども支援課長	森 まゆみ君	健康推進課長	木村美紀君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田 郁子	書記	宮川佳衣奈
--------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

3月下旬となり、九州、東京では例年より早く桜が開花したとニュースが届いております。本日、3月定例会最終の議会であります。これから始めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議案審議に入ります。

◎議案第15号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算から日程第6、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算までを一括議題として、3月5日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算・決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会委員長、伊谷委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭君登壇〕

○予算・決算特別委員長（伊谷正昭君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和3年3月23日、愛荘町議会議長、河村善一様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、伊谷正昭。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算、原案可決。

2、審査経過。3月9日から3月12日に、総務、産業建設、民生及び教育部門ごとに、第1委員会から第4委員会に分けて、詳細な説明、質疑を行いました。3月1

7日は部門ごとの政策を中心とした質疑並びに全体総括質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

主な内容は、総務部門では、合併特例債の償還額と、国が負担をする普通交付税の額について。義務的経費の人件費1.1%増の要因について。町税の減による財源不足の対応と、臨時財政対策債や基金の活用とその対応について。法人町民税の大幅減は企業の業務によるものか。マイナポイント事業の登録利用状況と指導啓発について。町外もしくは県外在住者所有の空き家に対する行政指導について。ゆめまちテラスえち企画運営に対して、1階の麻組合と2階のつなげる計画の取組と、2階での運営に対する予算措置について。国際交流協会の1年生から3年生対象の学習教室に対する町としての全体確保や考え方、関わり方について。彦根愛知犬上広域組合における新ごみ処理施設の進捗状況について。新ごみ処理施設の横断道路の設置による負担金について。防災・減災、国土強靱化5か年加速計画における本町の関連事業について。新型コロナウイルス感染症対策事業の具体的取組について。新型コロナウイルスワクチンの1か月の接種見込みの人数、65歳以上の順位づけ、令和4年2月までの終了の見通し、接種の目標と未達成の場合の対応。集団接種から個人接種への移行の町の考え方と外国人の取扱いについて。コロナ禍による町としての支援策と生活困窮者に対する上乗せの検討について。コミュニティバスの運行対策補助金増加による問題の認識について。秦荘庁舎の東側駐車場の庁舎集約検討による年度途中の返却と今後の見通しについて。源泉徴収票記載間違いの公表について。職員のミスにおける町長の姿勢について。派遣業務における指示と偽装請負的業務に対する対応についてなどの質疑がありました。

次に、民生部門においては、保育所確保対策事業補助金1園当たり50万円交付が実績交付か。保育士個人への一時金給付ができないかについて。けんこうプールの駐車場の白線引きと駐車場の屋根修繕は事業費の役割と考えるが、町長の考えについて。幼稚園の一時預かりは待機児童の対策の貢献となるのか。3歳未満の入所状況の解決策について。学童保育所の運営主体移行による運営面、支援員の労働条件などの町との連携と保護者の位置づけ、支援者の配置基準について。要援護者台帳管理システムは、災害発生時、どう生かされているのか。令和3年度、ふれあいサロンの開催見込みと、自治会へ伝えた開催の注意点について。手話奉仕養成研修の開催について。重症心身障害者入浴サービスの利用人数、週の利用回数と自己負担について。食の自立

支援事業における配食事業者を町内業者とすることについてなどの質疑がありました。

次に、産業建設部門は、ニホンザルの個体数調整の捕獲作業の内容と、どうやって猿を減らすのかについて。愛荘町のロケ地数と滋賀県ロケーションオフィスへのロケ地の登録状況について。NHKドラマに愛知川河川敷が採択された経緯について。第3次地方創生臨時交付金を利用した町独自の具体的な取組内容について。ふるさと納税のNPO法人への寄付の仕組みの検討と予算化をしなかった理由について。ふるさと納税によるサンタナ学園の合法的支援について。道路整備計画の前回策定期と見直しの検討について。町営住宅の入居募集における住宅困窮者の考え方について。町営住宅入居審査における住宅困窮者の幅広い評価についてなどの質疑がありました。

教育部門は、コロナの影響によるハーティーセンター秦荘、体育施設の指定管理の見直しについて。図書館の管理運営における利用者、貸出し冊数の推移について。コロナ禍での図書館の利用の時間制限の見直し検討と自動検温器の設置について。依智秦氏の里古墳公園、目賀田城跡公園の指定管理から管理委託へ変更の理由と増額の理由、委託先について。歴史文化博物館へ人を引きつけるための施策について。県の博物館から貸し借りの検討について。歴史文化博物館の認知度向上の取組について。給食費、個人費、個人負担金の無償化実施の考え方について。中学校の通級指導教室について。特別支援学級交流の方針について。コロナ禍での修学旅行の方針について。幼稚園の一時預かり事業実施における人材確保について。制服問題の結論を早く出すことと、出せなかった場合の対策について。生涯学習2.0事業の基本的な考え方についてなどの質疑がありました。

最後に、総括質疑といたしまして、山比古湧水便所の管理のための防犯カメラの設置について。SDGsの理解と令和3年度事業の遂行をしていく上で職員に指示したかについて。使用電力の2分の1を再生可能電力にしようとする考え方があるのか。職員の自動車使用通勤の抑制と、徒歩、自転車使用の奨励について。個別施設計画における2022年度までの方向性の考え方について。令和3年度における小規模事業、個人事業への支援施策と支援金支給の考え方について。行政機能の配置の最適化の予算計上の時期と、令和4年度当初予算計上の考え方について。山川原消防詰所上水道工事の予算化についてなど、活発な審査が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算は原案どおり可決をいたしました。以上、委員長報告を終わります。

す。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第15号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算に対し、反対を表明します。

本予算に計上されている町民の利益につながる事業に対しては賛成します。一方、本予算には、マイナンバーカードの交付やマイナポイント申込み支援事業など、マイナンバーカードに係る国庫補助金を受けて行う事業があります。政府の行政のデジタル化推進予算の第1の目的は、マイナンバーカードの普及促進です。情報漏えいが現実には起きているマイナンバーカードについては、政府による社会保障にひもづけし、給付抑制へつなげる狙いが危惧されます。行政のデジタル化の予算にマイナンバーカードの押しつけを図るメニューの具体化が求められていることに留意する必要があります。

町は、3自治会だけにコミュニティづくり推進事業補助金を拠出して、特別扱いをしています。また、公共施設個別計画にも、庁舎等のあり方検討委員会でも、3地域総合センターの集約化には口を閉ざしています。そして、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金など、長きにわたる同和行政を引き続き温存する姿勢は、自治会の施設の在り方にもゆがみをつくり出しています。ゆがみを正す上からも、町行政自らが同和行政を終結させなければ、人権尊重のまちづくりはできません。

当初予算に計上されてはいませんが、令和3年度当初予算の考え方には記載されていますので、令和3年度予算審議に欠かせない2点について、あえてこの場で論じます。

1点目に、コロナ対策です。記載にあるように、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるため、国の補正予算を活用しながら、適宜必要な対策を講じることが必要です。コロナ禍は、社会保障や福祉、教育の基盤の弱さを浮き彫りにしました。特に低所得層、高齢者、障害者、女性、子供などの弱い立場の人々にいや応なく襲いかかりました。何よりも暮らしやすさを取り戻すための施策が必要です。

また、コロナワクチン接種の円滑な推進や、16歳以上の全ての町民がワクチン接種を受けられる条件づくりが必要です。一般質問でも、1会場だけでは不十分、秦荘地域にも会場を設けてほしいとの町民の声が紹介されました。ワクチンの十分な供給と人材の確保が追いついた時点で、町民の声を踏まえての検討を要望します。ワクチン接種と並行して行わなければならないのはPCR検査等です。感染拡大を封じ込めるために、社会的検査は必要であることを訴えます。

2点目には、庁舎の集約化です。令和3年度中に集約化を行うとありますが、これまでの経過を見ても、自治基本条例第12条2項、町は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な町民との協働の手法を整備しなければならないという内容にも違反しています。全戸配布資料も行政目線で作成され、町民には分からない部分があり、再度の説明が必要です。今必要なのは、コロナ禍から町民を守ることであり、コロナ禍のこの時期に慌てて1年間で進める必要はありません。庁舎集約化は、町自治基本条例がうたう町民や議会と協働して納得と合意のもとに進めることを求めまして、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計について、賛成討論を行います。

令和3年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画に基づくまちの重点戦略であり、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを強力に推進するため必要な施策、日々の課題解決の先にある目標を具現化し実行していくための必要な施策に対して、重点的に予算を配分されています。

具体的には、子ども・子育て環境の充実として、自身を大切に思い、生きる力、生き抜く力を醸成するための自尊感情アップ事業や、教育、保育ニーズの多様化に対応するための幼稚園の一時預かり事業、保育士などの確保が困難な状況に対し、保育士確保対策事業の実施。

学力向上・教育環境の充実として、基礎的な学力を身につけ、子供たちが自らの目標に向かって将来を切り開いていける力を養うための学習環境の創出や、GIGAスクール構想のもと、1人1台端末、高速大容量通信ネットワークを活用したICT教育の推進。

生涯学習社会の実現として、今後の生涯学習の方向性を導き出すための調査分析業

務を行い、その結果を基に生涯学習の仕組みの構築。

健康寿命の延伸として、ライフステージに応じた健康づくりの推進や、がん対策としての胃内視鏡検査、骨髄など移植ドナーに対する助成事業の実施。

高齢者の活躍として、シルバー世代が長年の知識と経験、技術を生かしながら活躍できる環境整備や、シルバー世代の女性活躍拡大に向けた取組のサポート。

愛荘町の魅力発信として、町公式LINEによる効果的な情報発信やふるさと納税寄付金の増額への取組の実施。

安全で安心なまちづくりとして、町道愛知川栗田線など主要な幹線道路の継続的な整備。

持続可能なまちづくりの推進として、居心地がよく歩きたくなるまちづくりの実現に向けたウォークブルタウン創造事業や、空き家の利活用及び適正管理に向けた取組の推進、住民と行政が都市づくり、地域づくりの課題を共有し、町の将来の実現に向けた指針づくりなど、本町の持続的発展につながる施策について推進しようとしていることが確認できます。

また、厳しい財政状況であることから、最少の経費で上質な行政サービスを提供する経営的視点に立った実効性のあるものとして、10年後の目指す町の姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の着実な推進を図っていくことも確認できました。

この当初予算を有効に生かすため、今後の建設的な議論を活発に行い、住民の目線に立ったまちづくり、将来の子供たちのためのまちづくりを遂行していく必要があると考えます。引き続き適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第15号 令和3年度愛荘町一

般会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野副委員長。

〔総務産業建設常任副委員長 森野 隆君登壇〕

○総務産業建設常任副委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年3月23日、愛荘町議会議長、河村善一様。愛荘町総務産業建設常任委員会副委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

審査経過、3月9日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。土地取得造成事業特別会計予算に対する質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、副委員長報告のとおり可決であります。よって、副委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第5、議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、高橋委員長。

〔教育民生常任委員長 高橋正夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（高橋正夫君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和3年3月23日、愛荘町議会議長、河村善一様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、高橋正夫。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果。議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月12日に教育民生常任委員7名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、滋賀県の保険料率の統一化による保険税の上昇と負担について。保険税上昇時の備えとしての財政調整基金による経理整理について。保険給付費等交付金の市町村分における市町の財政不均衡について。都道府県繰入金（2号分）における医療費水準100の算定の考えと、保険事業等、町単独事業の取組の評価について。県納付金を補填するために財政調整基金を使うことは行政として正しい会計処理なのかについてなど、審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、本人の1人当たり平均医療費について。次に、後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑はなく、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第18号 令和3年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、介護予防の充実のための取組に

について。認知症対策支援体制の進化の概念と活動内容について。地域密着型介護サービス増加の要因について。認知症フォーラムの今後の開催予定についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。国民健康保険事業特別会計に対して反対討論を行います。

国民健康保険制度は、医療保険における最後のセーフティーネットの役割です。しかし、現実には高い国保税のため、払いたくても払えない被保険者をつくり出し、そのために医療を受けられない事態をつくり出しています。最後のセーフティーネットの役割とは乖離をしています。

県単位化は、町の実情に反して保険税が検討されるため、命のとりでである国民健康保険制度の使命が壊されていくことを指摘しなければなりません。構造的危機を打開するとして県単位化が進められましたが、構造的危機を打開する根本的な道は、被保険者への均等割などの応益割の廃止をする制度の見直しと併せ、国民皆保険制度を維持するための、国が公的責任を果たす財政投入を行うことです。

年金生活者や低所得者などの弱者が加入する国民健康保険税は、所得に関係なく課税される仕組みのため、所得の低い人に重い逆進性の税制です。加えて、所得のない子供にも課税しているゆがみも苦しみを与えているわけです。その結果、所得能力を超えた税負担による滞納、そして滞納による延滞金賦課と、負の連鎖を招いています。

国民の安心と健康を保持する目的の社会保障制度も、現役引退後の生活を脅かすものであってはなりません。では、なぜゆがんだ制度の改善が進まないのか。それは、全世代型社会保障検討会議のメンバーに医療や介護の現場代表などが1人も入れられていない、その一方で日本経済連会長などの財界代表で構成され、社会保障費の削減と併せて、医療、介護の市場化を求める提言を行ってきたからです。社会保障制度の

中にも新自由主義の市場経済中心主義を持ち込み、命と暮らしを守るケア事業を変貌させてきました。新自由主義は、ケア労働者、そして被保険者への度重なる負担を伴い、命と健康を脅かしてきています。

終わりに、老後の命と健康を守る当たり前の社会保障制度を取り戻す政治をつくることが喫緊の課題、このことを訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

我が国で昭和36年度に創設された国民健康保険制度は、国民皆保険体制を実現するための、医療保険における最後のセーフティーネットの役割を担っています。平成30年4月からは新国保制度により、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担って、県に交付される公費や市町から集める納付金を財源として、県内市町の医療給付等の支払いがなされているところです。

当町では、県が定めた納付金を納めるため、昨年11月に、国民健康保険税率の見直しについて、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会が行われ、本年2月に、同協議会会長から税率の引下げについての答申を受けられ、その答申を尊重することとし、予算編成がなされたものです。引き続き税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、滞納世帯に対する電話催告など、収納対策の強化に努められています。また、特定健診、特定保健指導の実施や人間ドック助成、レセプト等点検等により、医療費の適正化にも取り組まれています。

今後も住民課を中心として、税務課、健康推進課との連携のもとに、より一層保険者として安定した事業運営と財政運営の健全化を進めていただき、未就学児に係る均等割課税制度の開始など、国に対しての要望事項について、県や町村会を通じ、実現に向けて取り組まれることを求め、本予算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長

報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。反対討論を行います。令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を行います。

この特別会計は、主に保険料徴収と広域連合への納付の事務的な内容です。後期高齢者医療事業は県広域連合によって運営され、町民の声は届かない。併せて、町議会でもチェックできなくなっていることは重大な欠陥制度です。

後期高齢者への保険料は、令和2年度は8.7%に引き上げられました。後期高齢者医療事業は低所得者保険料軽減の措置として特例軽減が行われています。その特例軽減措置は、所得33万円以下では平成30年度8割5分軽減が、令和元年度には7割5分に減らされ、令和2年度には所得80万円以下7割軽減に統一されました。後期高齢者医療制度は、高齢者を独立保険に切り離し、保険料負担を押しつけることで、保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するかを選択を、高齢者の実態を無視して、それを求める制度改悪が行われてきています。

子や家族のために精力的に生き、老後を心豊かに暮らしたいと願っているはずですが、それが、75歳と年を重ねても、現役並みに収入を探すことが求められ、いつまでも自己責任を迫られる生活を余儀なくされています。生きづらい社会にも限界があります。ある高齢者の「命が尽きるまでわしら老人を苦しめるのか」との言葉は、これからの私たちに振りかかる現実への警鐘のメッセージと受け止めていただくことを呼びかけて、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

平成20年4月より、高齢化の進展による高齢者医療費の負担に対応し、世代間の負担の公平化及び財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設され、14年目を迎えることとなります。

この間、国では高齢者の置かれている状況に配慮され、所得が一定以下の人には、保険料の軽減や徴収方法の変更などの措置が講じられてきました。令和3年度は昨年度に引き続き、第7期保険料率が適用され、介護保険料の軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給を踏まえた保険料の軽減特例も見直しが行われたところであります。引き続き、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合とより一層の連携を図っていただき、事業運営を進められることにより、高齢者が安定して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行のために予算が計上されているものであり、本予算の承認について、賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和3年度介護保険事業特別会計予算に対して反対討論を行います。

介護保険制度は施行20年を迎えました。政府は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。国は要支援1、2の訪問サービスと通所サービスを介護制度から外し、総合事業として市町に丸投げしました。さらに、

要介護1も対象にすることを狙っています。

平成30年度からは利用者に3割負担の導入をし、自立支援、重度化防止の保険者機能強化や、「我が事・丸ごと」共生社会の推進により、介護保険料を支払っても介護保険のサービスは受けられないか、サービス量を減らさなければならない仕組みをつくりました。令和元年度決算書では、福祉用具の貸与などで自立した生活が送れるという一方で、介護サービスの利用が低調であるというように、介護認定に沿ったサービスの提供ではなく、無理な在宅介護への道に誘導する仕組みへと、制度あってサービスなしの介護保険制度に変えられてきています。

介護料やサービスについても、1割負担の世帯に設けられていた年間負担上限44万円は2020年度末に廃止されます。また、現役所得の世帯の高額介護サービス費の負担限度額は、現在月額4万4,400円ですが、2020年度、年収約770万円以上の世帯は9万3,000円に引き上げられます。施設等に入所する低所得者の食費、住宅費を補助する補足給付についても、住民税非課税世帯で120万円を超える場合の自己負担を2万2,000円増やし、食費、居住費、保険料を合わせて月8万2,000円の負担となり、年金収入を施設利用費に充てなければなりません。補足給付の対象となる預金等、資産要件も、現在の単身1,000万円から、年収に応じて650万円から500万円に引き下げます。低所得者の施設利用をますます困難にするものへとされてきています。

第8期介護保険事業計画に基づき、保険料が5,800円に引き上げられました。年金等の収入、年18万円以下の普通徴収者の1人当たりの単純平均負担額6万3,800円が示すように、重い負担となっています。75歳以上の高齢者は、医療介護保険料で、1人当たりの平均年額は合わせて約12万円です。介護保険料額は所得の低い人などの負担が大きくなるように、本人と世帯員の住民税の課税状況、所得などに応じて段階的に調整されます。しかし、階層3段階であっても、世帯員全員が非課税という条件がつけられています。医療保険を医療、後期医療、介護と3分割にして、国の負担を減らして、被用者に負担を押しつける社会保障制度を厳しく批判して、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。私は、令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

介護保険制度は、高齢者が尊厳を持って自立した生活が続けられるよう、介護を社会全体で支えるための仕組みとして平成12年に始まり、着実に定着してきました。我が国は世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、本格的な高齢社会となっており、地域包括ケアシステムを進化させ、来るべき2040年に備え、地域で支える仕組みを充実させていくことが求められています。

この状況を踏まえ、令和3年2月18日に、約2年間に及び慎重審議がなされた第8期介護保険事業計画が、策定委員会より町長に答申がなされ、保険料基準月額を300円アップする5,800円とされ、高齢者が安定して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを実現していただくことを望むものです。

今後においても、今日までの実績や課題を考慮しながら、変化し続ける高齢者像を見据え、必要な介護サービスの確保や提供に努められるとともに、本制度への理解を深め、特に保険料の収納対策については重点課題として対処していただき、財源確保に努められるようお願いいたします。

本予算については、第8期介護保険事業計画における介護保険料額の改定を議案第4号の介護保険条例の一部改正とともに上程されており、この3月5日に可決していることから、編成されている予算については承認について賛成するものです。議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野副委員長。

〔総務産業建設常任副委員長 森野 隆君登壇〕

○総務産業建設常任副委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年3月23日、愛荘町議会議長、河村善一様。愛荘町総務産業建設常任委員会副委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。

審査経過、3月10日に総務産業建設常任委員会6名の出席がありました。

質疑の主なものは、下水道使用料、分担金、負担金徴収率と、新型コロナウイルス感染症による収納の影響について。領収済み通知はがきの簡素化と愛知郡上水道事務所との連携について。下水道使用料滞納繰越額の200万円計上額は滞納額か、徴収可能額の計上かについて。過年度分1,000円の計上について。下水道戸別メーター検針委託の対象についてなどの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時35分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま同意1件、議案6件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、同意1件、議案6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） それでは、同意第5号について説明をさせていただきます。

同意第5号議案は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

このたび現委員の中村由香里氏が、令和3年3月28日をもって任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することからお願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

中村由香里氏は、人格が高潔で、教育に対する意識が高く、現在、中学生の子供の保護者として、保護者の立場に立った教育に対する意見の聴取が図れること、また、候補者は平成25年3月に愛荘町教育委員に就任し、愛荘町の教育理念、人が輝き人が育つ未来を拓く愛荘の教育の下、本町のさらなる向上に今日まで御尽力を頂いており、現在は愛荘町青少年育成町民会議環境浄化部会の専門委員としても活躍されているところです。

任期は、令和3年3月29日から令和7年3月28日までの4年間でございます。

何とぞ御同意を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） 人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第5号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議案第21号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第21号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例について御説明を申し上げます。

議案書は2ページ、改正理由要旨につきましては別冊改正条例説明資料の1ページをお願いいたします。改正条例説明資料を用いて御説明させていただきます。

本条例の改正理由でございますけれども、国において行政手続における押印の抜本的な見直しが行われていることから、衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する告示及び参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する告示により、同規定中、選挙公報掲載申請書等における押印義務が廃止されたものです。

これにより、愛荘町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例に規定されている申請書等の押印欄についても削除することになりますが、申請書等の様式については愛荘町公職選挙執行規程の定めがあり、同規程を改正することから、本条例の様式の削除を行うものでございます。

また、本町においても、町民の利便性の向上と事務の効率化を図り、押印の見直しを進めるため、本町条例のうち押印を求めている愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例について、新たに職員となった者が任命権者に提出する宣誓書の押印欄を削除するものでございます。

改正する条例の要旨でございますけれども、第1条及び第2条の2条立てとなって

おります。まず、第1条では愛荘町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部について、様式を削るなど、所要の改正を行うものでございます。また、第2条では愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、別記様式中、丸印を削るものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第21号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議案第22号 愛荘町立幼稚園緊急一時保育に関する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。説明資料2ページでございます。議案第22号 愛荘町立幼稚園緊急一時保育に関する条例の説明をさせていただきます。

まず、条例を制定する理由でございます。幼稚園ではこれまで、愛荘町立保育園預かり保育に関する要綱に基づき、就労などで保育を必要とされる場合に、夏休みから

保育や緊急保育を実施してまいりました。令和3年4月から、就労等で保育を必要とする場合の新2号認定の児童を対象に、年間を通じて利用できる預かり保育事業を始めることから、この要綱を廃止いたします。そのことから、在園児を対象とした緊急時の一時預かりを実施するため、愛荘町立幼稚園緊急一時保育に関する条例を制定するものでございます。

まず、第1条に目的、第2条に名称及び管理、第3条に対象児でございます。保護者の入院、病気など、やむを得ない理由によりまして保育を受けることが困難である者であります。第4条に保育料、1時間500円でございます。規則で定めるところにより、免除することができるものでございます。第5条に保育料の納付、第6条に保育料の免除、第7条に実施日ということで、幼稚園の休業日以外とするものでございます。

この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第22号 愛荘町立幼稚園緊急一時保育に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第4、議案第23号 愛荘町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） それでは、議案第23号 愛荘町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。議案書5ページ、説明資料3ページでございます。

本件については、愛荘町防災行政無線施設条例の一部を改正するものでございます。改正の趣旨としては、今年度実施した愛荘町防災行政無線施設の更新作業に際し、旧アナログ施設に係る同報系親局について、秦荘庁舎の機器を撤去したところ、親局の設置場所に係る条例の規定を修正するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

よって、議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第23号 愛荘町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議案第24号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第24号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

改正条例等の説明資料5ページから13ページでございます。5ページでは改正の理由、それから要旨、6ページから8ページが組織図、それから9ページが改正の内容でございます。それと、10ページから13ページが新旧対照表でございますけれども、議案書6ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、制定の理由としましては、令和3年4月1日から組織機構の再編を行うため、所要の改正を行うものでございます。

要旨でございますけれども、条例第1条中の改正としましては、課の新設、廃止で、1つ目、企画部門では、まちづくり協働課を廃止してみらい創生課に統合するものです。令和3年度は総合計画の前期の折り返しの年度となりまして、実現に向け、地域が主体となった住みよいまちづくり活動を強力に進めていくため、一元化を行うものでございます。

2つ目、産業部門ですけれども、農林商工課を廃止し、農林振興課と商工観光課を設けるものです。第2次愛荘町観光物産振興計画の策定や、愛知川・秦荘観光協会の統合、湖東三山館の運営見直しなど所期の目的を実現したこと、今後、計画等に基づき、観光振興の各種事業を展開していくこと、また、今後、町全域に老朽化した土地改良施設の大規模改修を数年にわたって計画的に推し進めていく必要がございます。このため、それぞれの分野の業務を着実に進めていくため、農林商工課を廃止し、農林振興課と商工観光課を新たに設置するものでございます。

次に、第2条の改正です。課の分掌事務についての改正で、第1条の課の新設、廃止に伴い改正を行うもののほか、経営戦略課の分掌事務では公共施設の最適配置に関するものを加えるもの、福祉課の分掌事務では地域共生社会に関するものを加えるもの及び建設・下水道課の分掌事務にランドデザインに関するものを加えるものでございます。

施行期日でございますけれども、令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、外川君。

○8番（外川善正君） 8番、外川です。確認しておきたいんですが、この運用面においてはグループ制を取られるのか、係制を取られるのか、どちらで運用されるのか、そこを聞かせてください。

○議長（河村善一君） 上林政策監。

○**総務担当政策監（上林市治君）** 今現在、係長制でございますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（河村善一君）** ほかによろしいですか。
〔「なし」の声あり〕

○**議長（河村善一君）** これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○**議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。
これより議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○**議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第24号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（河村善一君）** 追加日程第6、議案第25号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。くらし安全環境課長。

○**くらし安全環境課長（水谷徹也君）** それでは、議案書8ページをお願いいたします。議案第25号 契約の締結につき議決を求めることについてを御説明申し上げます。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和2年度工事第1号、コミュニティ無線放送システム整備工事でございます。

次に、変更契約の金額でございますが、変更前の契約金額3億2,780万円、変更後の契約金額3億3,886万1,600円でございます。

次に、契約の相手方でございますが、住所、滋賀県長浜市宮司町76番地7、氏名、朝日電気工業株式会社滋賀営業所所長、北村祐喜でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第25号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第7、議案第26号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 議案第26号を御説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページ及び別添資料の補正予算書概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算書でございます。1ページ、議案第26号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,343万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,470万9,000円とするものでございます。第2条には、繰越明許費として第2表 繰越明許費を、第3条には、地方債の補正として第3表 地方債補正をお願いするものです。

第2表 繰越明許費でございますけれども、4ページをお願いいたします。

1点目、2款総務費、1項総務管理費、行政機能の配置の最適化に伴う設計業務で、旧警部交番以外の設計委託業務1,860万2,000円を繰り越すもので、住民の御意見を反映するためでございます。

2点目、3款民生費、1項社会福祉費、旧つくし保育園測量等40万1,000円で、青い鳥学園に売却の方向で事務を進めておりましたけれども、境界の一部に法定外公共物、水路があることが判明したことから、地積更正等も含め、地元と協議が生じたことにより、工期の延長をお願いするものでございます。

3点目、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業1,256万1,000円は、令和3年3月中に新型コロナウイルスワクチン接種を開始する予定でありましたけれども、国のワクチン配付が4月以降となったためでございます。

4点目、8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持補修事業5,000万円で、国の令和2年度第3次補正予算の内示を受け、町道舗装補修工事の未着手区間において工事を実施するためでございます。

5点目、10款教育費、1項教育総務費のうち1つ目、教育施設アフターコロナ対策事業872万8,000円は、新型コロナウイルス感染症において、小中学校に必要なものを提供し、安心安全な学校生活環境を整えるものでございます。下段、秦荘中学校LED照明改修事業5,182万円は、校舎全体が蛍光灯であることから、LED照明に変更するもので、令和3年度の夏休みに実施するものでございます。

次に、5ページでございます。第3表 地方債補正でございます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、道路分として限度額を2,000万円に、下段、同じく公立学校施設整備分として限度額を3,320万円に変更をお願いいたします。いずれの起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

事項別明細につきましては8ページでございます。8ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の補正の主なものでございますけれども、国の第3次補正に係る事業費の追加が主なものでございます。

まず、歳入でございます。概要の14款国庫支出金のうち、1段目でございます。

ごめんなさい。ちょっと暫時休憩してください。

○議長（河村善一君） 暫時休憩。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時59分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 説明を続けてください。

○総務担当政策監（上林市治君） すみません。申し訳ございません。

まず、歳入でございます。8ページの上段でございます。

14款国庫支出金のうち、まず1段目の7節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金100万円の追加は、国の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う体制確保事業経費の追加によるもので、住民基本台帳システムの改修に伴う追加で、国の補助率は10分の10でございます。

下段、6節社会資本整備総合交付金2,055万円の追加は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業として、町道常安寺元持線及び町道東円堂西菩提寺線の舗装補修工事として2,000万円、補助率は2分の1でございます。また、橋梁の修繕工事については、官前橋橋梁補修工事として55万円で、補助率は100分の55で、いずれも国の補正予算によるものでございます。

下段、4節公立学校施設整備費補助金1,681万2,000円の追加は、学校施設環境改善交付金として、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の実施で、秦荘中学校の校舎の照明を蛍光灯からLED照明に改修するもので、補助率は3分の1でございます。

下段、9節学校保健特別対策事業費補助金320万円の追加は、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の実施によるもので、補助率は2分の1でございます。

下段、18款繰入金、1節財政調整基金繰入金1,867万円の追加は、財源調整による繰入れでございます。

下段でございます。町債、4節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,000万円の追加は、町道2路線の舗装補修工事分でございます。

下段、6目教育債、2節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3,320万円は、秦荘中学校の照明をLEDに改修する工事分でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。上段の4款衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業100万円の追加は、ワクチン接種に係る住民基本台帳システムの改修に伴う追加分でございます。

下段、8目土木費の道路橋梁補修事業、維持補修費5,000万円の追加は、町道常安寺元持線及び町道東円堂西菩提寺線の舗装補修工事で、国の補正予算に伴うものでございます。

下段、生活環境整備対策事業費188万4,000円の追加は、自治会が行う生活環境整備対策事業補助金の追加でございます。

下段、10款教育費の中の教育振興費で872万8,000円の追加は、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策のための事業経費で、需用費168万円は消耗品、役員費21万円は通信運搬費、使用料及び賃借料252万円はバスの借り上げ及び熱中症対策のためのミストファンのリース代、それから次ページ、備品購入費199万円については教室等で使用する空気清浄機の購入、負担金補助及び交付金232万8,000円は修学旅行補助として、1人当たり小学生3,000円、中学生6,000円を補助するものでございます。

下段、学校建設費で幼小中の施設改修事業として5,182万円の追加は、秦荘中学校のLED照明への改修工事でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほど説明いただきました繰越明許のことについてお伺いしたいと思います。

ただいま政策監からは、総務費、総務管理費の行政機能の配置の最適化に伴う設計事業1,860万2,000円について、このお金は愛知川庁舎の増築、そして愛知川庁舎、秦荘庁舎の改修の実設計費だと思いますけれども、それについて繰越しをされるという説明がございました。

さきの全協では、おおむねどれだけの繰越しをするのかというような私の質問に対して、おおむね3か月間工期を延長したいという答弁がありました。私は3月の一般質問でも、たくさんの方からの、町民の行政機能の再配置の意見を頂いている中で、3月中の実設計だと、そういった町民の意見がその設計に生かされないのではないかと、このお金については繰越しをすべきというような質問をいたしましたけれども、今回、そのような町民の意見をこの設計に生かすんだというようなことでの繰越しを

するという事については賛成するものであります。

ただ、さきの全協でも多くの議員からも出ていましたとおり、今までかつてない68名からの、最適化に対する町民からの意見を頂いた。そして、その意見に対する町の考え方はホームページ、あるいは一部抜粋ではあるけれども、広報等でもお知らせをするというような答弁を頂いておりますけれども、せっかくこうした形での、この事業を繰越しをしてじっくり構えるというような姿勢を示されたのであれば、5月から高齢者のコロナのワクチンも本格化するというような説明を受けている中で、やはり町内4か所ぐらいに分けてでも、町民のこれら最適化に対する意見、要望、希望、そして、それに対する町の考え方については、一定町民と膝を突き合わせて説明し、了解を、理解をしてもらえる機会をつくるべきではないのかというふうに私は考えております。

行政機能の最適化の実施設計を繰越しをすること自体については賛成ですけれども、併せて、それに対する町民への説明をすべきというふうに考えますが、町長の考えを求めておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問いただきました件にお答えをさせていただきます。

今回、大変ありがたいことに、3月5日に締切りをさせていただきました意見募集、様々に御意見を頂きました。その中でも、先日の全員協議会の中でも御報告をさせていただきました。いろんな思いが当然おありでございますので、その部分も真摯にこれからの方針に反映していきたいというところでございます。

今ほど御質問いただきました部分でございますけれども、事業を進めていく際に、それぞれ住民の皆様にご理解を頂くということは大変重要でございます。そのためもございまして、今回、それぞれの各戸に配布をさせていただいてというところで、今までの町行政の中ではたどり着けなかったそれぞれの世帯の皆様にも、今回の情報ということは随分と共有をしていただくということもできました。

また、4月になりましたならば、改めて区長総代会様と私もお出合いをしていくチャンスもございます。様々なチャネルを活用しながら、より住民の皆様へ、今なぜここに着手をしていくということが、この町のこれからの発展と住民サービスの維持向上ということに寄与するかというところを、しっかりとお伝えをしてまいりたいとい

うふうに存じております。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私は、区長総代はもちろん意見を聞くのは当然でありますけれども、せめて4ブロックで分けて住民説明をして、町の考えを示していったらどうかというようなお願いをしてみたものです。

とりわけ大きく変わるのは、秦荘庁舎の2階を防災倉庫にして段ボールを山積するというような当初の計画が、町民の意見を受けて、テレワークの場所とか、あるいは企業に使ってもらえるような整備をして、収益も上げたいというようなことでありました。そういったことで、当初の説明とはやっぱり変わってきているわけですわね。そういう中で、そういった秦荘庁舎の有効活用についても、さきにも3月議会で、私も含めて一般質問でいろんな考え方を申しましたけれども、そういった当初の計画とは変更した点、そういったものについては、やはり等しく町民に町長自らの声で説明をして、また、それ以上のいろんな有効活用の意見があれば聞いていくというようなことも必要ではないかなと。

私の願いとしては、住民説明会を開いてというようなことでお願いをしたわけですが、その辺についてのお返事は頂いてないように思いますので、再度お願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 先日の本会議の中でも御質問を頂きまして、その中でも御答弁させていただいておりますけれども、改めて住民の皆様には、もちろん様々な機会を捉まえながら、私もいろんな団体様の会合であったりというところは出させていたでいて、そちらでもしっかりと御報告をさせていただいておりますけれども、改めての機会を設定いたしましてということは現時点で検討しているというものではございませんということで、御答弁をさせていただいている次第でもございます。

先ほどテレワーク、民活というところもおっしゃっていただきました。当初より議会の先生方からも、この部分に御関心をお持ちもいただいておりますし、私も有効活用というところをしっかりと図ってまいりたいということもお伝えをしておる中で、いろいろと私どもも考えていた部分、そして、今回いろいろと住民の皆様からもその部分の視野を、視点をより入れ込んでいってほしいという思いが結実したものだとうふうに捉えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西です。確かに区長総代会、総代さんの意見というのは大事です。もちろん地域を担っている新しい新年の区長さん、総代さんに町の考え方を示していただくのも結構でございます。ただ、区長総代さんの意見がそのまま地域の意見全てではないということだけは肝に銘じて知っておいていただきたいし、併せて、くどいようですけれども、やっぱり一般の方の思いを聞いてほしいというのが地域の声だということをお伝えしておきます。以上です。

○議長（河村善一君） ほかにありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。私は10号補正と11号補正に関わって確認をしておきたい。

10号補正、一般会計補正予算10号では、前年度繰越金を整理するというようにして計上して、そして余剰が出てきたことによって、財政調整基金の繰入金を繰り戻すという会計上の操作をされました。

今度は、11号補正は、財政調整基金を財源不足の充当金ということで、ここにまた財政調整基金の繰入れを持ってくる。こういった財政調整基金の、要するにもう1つは前年度繰越金のことを頭に踏まえてですが、そういう財源が、11号補正に充当できる財源があったにもかかわらず、また財調を財源とする、繰入れようとする、こんな会計の提案の仕方、補正の提案の仕方が適正かどうか、どういう認識を持っておられるのか、確認をしておきたいと思います。

○議長（河村善一君） 上林政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず、財政調整基金の考え方でございますけれども、あくまでも財源調整的なものということで捉えておりますので、年度途中の補正については、基本的には、財源不足分については財政調整基金から繰り入れて、調整をさせていただいているというのがこれまでの取扱いかなということで思っておりますので、ただ、いろんな国の補助金とか、あるいは臨時的な収入等もございますので、そういった部分も加味しながら、そこで調整をさせていただいているというような御理解をお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 説明ではそのとおりだと思うんです。要するに財源の調整、調整弁を1つの要素として財調を繰り入れるとかいうことは当然あり得るわけで、し

かし、私が言っているのは、10号補正でそれをしっかりと繰り戻しているわけ。しかも前年度繰越金をそのまま調整するために。調整した結果、今言われたように国の補助金や交付金、そういうものが入ってきて、全体の調整として、財政調整基金を当初予算は財源として充当すると。しかし当然、年度中に増減が起こるところで、財政調整基金の財源とした繰入れは繰り戻すということは会計上起こるわけですよ。

しかし、私が言っているのは、10号補正は、前年度繰越金が1億5,000万ほどあって、そしてそれを計上して、これだけの国との交付金等々を清算して、4億円ほどやったかな、要するに財調を繰り戻しているわけ。それでまた同じように、時間もたたないうちに、11号補正で結果として財調を今度繰り入れていると。この後に来る新年度、令和3年度の1号補正なら、当然財源の見通しがいいわけですから、財政調整基金を繰り入れるということはあるわけ。しかし、10号と11号の整合性が、そういうもので、調整弁で使っていますが、調整弁である財調の出し入れをこんなに頻繁にやるのが好ましいのかどうかということが非常に私は不可解なんですよね。

会計上で、この内容がどうであるというのではなくて、そういう見通しの問題、そういうところを聞いているので、要するに3月5日にはやったわけでしょう、10号を。この最終日には11号でしょう。しかも、その財源の振り方の問題を言っているわけで、どういう見通しでどうであったのかを確認しているわけです。

○議長（河村善一君） 上林政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず、3月5日の10号補正でございますけれども、繰越金ということで令和元年度から令和2年度に繰り越した分でございますけれども、予算に対して、歳入はその予算を超えた部分で、歳出については使用しなかった部分が実質繰越金となるわけでございますけれども、通常年ですと、それまでの補正の段階で先に財政調整基金を取り崩すんじゃなくて、繰越金を使っていくということでやっておりますけれども、今年度については、コロナ禍で国のほうの補助金等を先に使用したということで、繰越金については最終までは残っていたというようなことで、今回10号補正では繰越金及び財政調整基金のほうで調整をさせていただいて、その中で最終、一旦財政調整基金に戻したんですけれども、今回の11号でまたそれを取り崩すというようなことで、少し出入りが激しいというようなことは確かにございますけれども、特異な例かなということでもございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま議案2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、議案第27号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第27号を御説明させていただきます

ます。

別冊補正予算書の1ページと、それから概要の1ページでございます。補正予算書のほうをお願いいたします。

令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,888万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,788万5,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、国の令和2年度補正予算(第3号)の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等を活用した事業及びワクチン接種に向けての追加が主なものでございます。

まず、歳入でございます。6ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、3節の新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金8,355万2,000円の追加は、国の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う事業経費の追加でございます。

下段、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、25節地方創生臨時交付金1億1,169万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施に伴う追加でございます。下段、3目衛生費国庫補助金、7節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,540万9,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保のための事業経費で、補助率が10分の10でございます。

8目教育費国庫補助金、5節公立学校情報機器整備費補助金315万1,000円の追加は、急速な学校ICT化に対応するため、専門的なICT技術者を配置することを目的としたGIGAスクールサポーター配置促進事業に交付される補助金を計上しています。

8節教育支援体制整備事業補助金の50万円の追加です。新型コロナウイルス感染症予防対策として幼稚園に交付される補助金で、秦荘及び愛知川幼稚園の2施設分でございます。

下段、18款繰入金、1節財政調整基金繰入金2,457万5,000円の追加は、財源調整による繰入金でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

2 款の総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,744 万 8,000 円の追加は、自治体オンライン基盤構築事業として、国において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として示されている項目を基に基本調査業務を実施して、行政手続の事務のオンライン化の基盤を構築し、また、コロナ禍における業務の効率化と生産性の向上を図るため、ウェブ会議システムなどを導入するための経費で、役務費 31 万 1,000 円は通信運搬費、委託料 1,578 万円は情報セキュリティポリシーの改定及び行政手続の見直しに係る経費、使用料及び賃借料 31 万 5,000 円はオンラインシステム使用料、備品購入費 104 万 2,000 円の追加はタブレット端末及びウェブカメラ購入の経費でございます。

下段、6 目企画費 2,470 万 2,000 円の追加は、委託料 300 万円及び負担金補助及び交付金 2,170 万 2,000 円で、1 点目、ふるさと納税商品開発応援事業として、ふるさと納税の拡大を図るため、町内事業者を対象としたセミナー、ワークショップの開催や、商品の魅力強化に係る費用、新たな商品開発や既存商品の磨き上げを支援するため委託料 300 万円及びふるさと納税商品開発強化支援事業補助金として 200 万円を計上しております。

2 点目、地域公共交通応援事業として、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、交通事業者が実施するキャッシュレス端末 IC O C A の導入を支援するとともに、近江鉄道バス利用者の通学定期券購入に係る費用の一部を助成するため、通学定期券購入補助金 220 万円及びキャッシュレス端末環境整備補助金 120 万 2,000 円を計上しています。

3 点目、自治会活動活性化推進事業として、ポストコロナに向けた自治会活動の活性化及び地域社会の健全な発展のために行うまちづくり活動を支援するため、自治会活動活性化推進事業補助金として 1,630 万円を計上しております。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 1 億 2,896 万 1,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に係る経費で、報酬 250 万 3,000 円、職員手当 401 万円、8 ページでございます、共済費 40 万 4,000 円及び旅費は、会計年度 3 名分の雇用及び時間外手当でございます。報償費 1,515 万 7,000 円は集団接種に伴う医師等の謝礼金でございます。下段、需用費 134 万 7,000 円は接種券、チラシ等の印刷代、下段、役務費 815 万 8,000 円は接種券送付に伴う通信運搬費、医療廃棄物処理手数料、接種券の印刷代等でございます。下段

の委託料9,518万3,000円は、個別接種に係る業務委託、コールセンター委託に係る費用、土曜日、日曜日、祝日における駐車場交通整理員などでございます。下段の使用料及び賃借料156万8,000円はワクチン配送に係る車両借り上げ料及びフリーザー停電バッテリーのリース料でございます。下段、備品購入費50万円については、接種及び事務事業に伴う備品購入でございます。下段、5目健康増進事業費55万円の追加は、健診予約システムICT化事業として、コロナ禍における各種集団健診の混雑回避のため、ICTを活用した予約システムを構築していくものでございます。

9ページでございます。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費2,731万4,000円の追加は、キャッシュレス決済ポイント還元事業として、コロナ禍において地域消費の低迷等が懸念される中、スマホ決済アプリと連携したポイント還元キャンペーンを実施し、町内事業者等の売上げ回復による地域経済の活性化及びキャッシュレス決済のさらなる促進と定着を図るための経費を計上しております。

下段、3目観光費163万8,000円の追加は、観光施設等の受入れ環境整備事業として、コロナ禍において来訪者や地域住民が安心して快適に利用、滞在することができる環境を整備するとともに、コワーキングスペース等、新たな需要を喚起するものでございます。

下段、9款消防費、1項消防費、3目防災対策費1,014万9,000円の追加でございます。公共的空間安全安心確保事業として、公共施設、社会福祉関連施設等の公共空間における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するもので、消毒液の購入や庁舎等の事務室用の飛散防止パネル等の購入及び避難所等感染症予防対策事業として、台風や水害等が発生する出水期に備え、町が運営する避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためのもので、避難所用の消毒液や簡易テント、パーテーションスタンドの購入等でございます。

下段の10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費の755万3,000円の追加のうち、12節委託料630万3,000円の追加は、GIGA-Pro事業で学校教育におけるICT環境の初期対応から技術的なサポートを行うため、GIGAスクールサポーターの設置に係る経費を計上しております。また、消耗品47万円、通信運搬費6万円、10ページで使用料及び賃借料17万円及び備品購入費55万円の追加は、秦荘及び愛知川幼稚園の新型コロナウイルス感染症のための経費で、需用費は

消耗品の購入、役務費は通信運搬費、使用料及び賃借料はミストファンのリース料、備品購入費は空気清浄機等の購入でございます。

下段、5項社会教育費、7目図書館費5,057万円は、ゆうがくの郷衛生環境等改善事業として、愛知川図書館、びんてまりの館の衛生環境等の改善を図り、住民が安全安心に来館できる読書環境を創出するための経費で、トイレの洋式化や屋外ベンチの改修等を行うものでございます。

11ページ以降は給与費の明細書でございます。御覧を頂きたいと思えます。

以上が補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番、村田定君。

○5番（村田 定君） 5番、村田です。3ページの商工費についてお尋ねいたします。

コロナ禍において消費の低迷を少しでもしようということで、スマホ決済アプリと連携したポイント還元キャンペーンをするということで、これはPay Payをということなんですが、現在、当町でPay Payを見ていると、まだまだ利用している、登録している人も少ないし、また町として、商店街として受け入れられている体制もございません。そういったことで、これをどのように推進されようとしているのかなど。まず商工会との連携、そういったものをどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 村田議員の御質問にお答えします。

Pay Payのアプリサービスの件でございますが、まず商工会との連携ということでございます。まず、これを制度設計していくに当たって、商工会の方にも御相談をさせていただいて、どういった形で進めていくことがいいのかというような相談をさせていただいたところでございますし、今後も対象店舗の部分でありますとか、そういったところで連携を取りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） まだ具体的には商工会とも相談されてないようで、私、25

日の10時にアポを取って、商工会とお出会います。それで、今回のこの議会で承認されたことも話をし、進めたいと思っていますが、まず、商工会の中にもロクログカードの発行というのがあるんです。ロクログカードの発行店がP a y P a yというものを理解されてません。そしてまた、そういうふうに町がP a y P a yで進行したいと言われても、受け取る側のロクログカード加盟店ですらP a y P a y自体を知りませんし、全く進んでいない。そういったことで、全然行政が現場へ行ってない、現場を見てない、私はそういったことを強く申し上げたいと思います。

今、P a y P a yとL I N Eが提携をいたしまして、すごく大きな規模になってまいります。まさに電子決済の時代、これはこれからのデジタル社会の中ですますます進行していくと思います。そして大きく分けて、行政の方も、この中にいる方はみんなガラケー世代なんですよ。しかし、今は皆さんスマホを持ってはるでしょう。しかしガラケー世代なんですね。しかし、今はスマホ時代なんですよ。スマホしか知らない世代なんです。そこに大きく二分されるんです。この制度はガラケーを取り込もうとしてはんねんけども、ガラケーはそれについていけない。今、デジタルディバイドが起きとるんですよ。そういったことを商工課は御存じですやろか。まず答えてください。

○議長（河村善一君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） スマホでの利用というようなことでございます。

滋賀県のスマホの普及率という点におきましては、ちょっとデータは古いですが、26年時点で東京都を抑えて全国1位ということで、大体66、7%というようなところの統計がございますし、ドコモのモバイル社会研究所の調査によりますと、70代の方においても5割ぐらいがスマホを所持しておられるというようなデータもございます。これからこういったことに対応できるような形でいろいろと啓発はしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） まだまだ本当のP a y P a yの世界を御存じないと思います。

全協でも、長浜市がやられたから愛荘町も次やりたいんだというふうにおっしゃいました。長浜市でやるP a y P a yとのあれは、長浜市というのは秀吉公が天下を取ったところなんです。だから本当に全国から来られますし、私も今年になってから3回行っています。本当に食べるものおいしい、魚にしてもお肉にしても、また大通

寺というような観光もあるし、そういったところで受け入れるスタンスができとるんですよ、黒壁一帯で。だから私は家族でも行くし、友達とでも行くんですよ。ほんで、やっぱり半日、1日過ごせるんですね。

ほな、当町がP a y P a yの町だということで例えば発信して、誰を呼ぶんですか。どこへ呼ぶんです。課長、お答えください。

○議長（河村善一君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 具体的な店舗なりの選び出しについてはこれからということでございますが、この制度につきましては、町内の方だけではなく、町外から来ていただいた方についても、対象店舗で使っていただくことにメリットがございますので、たくさんの方に来ていただけるようなPRをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） そうなんです。町外の人を呼ぶための1つの制度だと思うんです。だから、町内だけで使える人ではなくて、町内、町外から使ってもらえる。

だから、長浜は本当に秀吉公がまちづくりをしてきたのがひょうたん。ひょうたんの町として、全国に愛瓢会をつくって、そこでやっぱり発信しているんです。当町にはそういうインパクトがないということ。

それと、今、動画とSNSの時代なんですね。スマホ世代というのは動画とSNSの時代なんです。それで発信して、SNSでは会員制ですから登録して、自分の町内じゃなくて日本中、世界中の友達と交信しとるんです。今SNSをしている世代は、御存じかもわからへんけど、Z世代というんです。その前がY世代。Y世代はミレニアル社会と言われてまして、それは年齢でいうたら27歳から37歳。ほんで、それが今まで流行をつくってきた、ファッションをつくってきたけども、今はZ社会とされているんですよ。

このYとかZというのは、これは語源はアメリカですので、日本ではそれを取り入れてはいますけど、年齢は16歳から26歳くらいを言うとするんですけども、その人たちの発信は、今、いいねと。私が発信します。いいね、いいねでどんどん広がっていくんです。愛荘町をP a y P a yの町として発信してくれたら、そういうZ世代の人間が発信してくれたら、いいね、いいねというのが全国から返るんですよ。そういうふうに発信していかないと、絶対にこれは難しい。

そしてまた、それなりに動画で、自分を動画で撮って自分を発信するわけですから、今の世代は。我々は要するに、団塊の世代の前と言われますが、団塊の世代。皆さんは、ここにおられる方はバブルの世代。そこで氷河期時代がございまして、今、そういうふうな世の中の人、分かっとるんですよ。だから、そういうふうな我々の世代でZ世代、Y世代の人間をつかんでいこうとしたら、本当にもっともっと勉強してもらわないと、これは発信できないと思います。

それと残念なのは、2,730万というふうな低額なんですよね。これは経済対策というものを視点に置いていただくのであれば、今、本当に飲食店をはじめ、町内の小売店さんは大変です。私もいろんな人にお出会いして、いろんなところへ行きますが、本当にもうやめたい、やめよう、コロナ禍の中でこれを理由にしてやめたいと。後継者もないし。しかし、2020年はいろんな持続化給付金とか、そういったものがあった、つながりました。けども、2021年、そういうのが見えなければ、本当にもうやめられますよ。だから、先ほど言ったロクログカードでも、3万6,000円の会費を払うのもしんどいと。そしてまた、イベントごとに協賛せないかん、また、ポイントやったらポイントを買わなあかん、そんなことで本当に大変な実情を現場へ行って見てほしい。

私は、だから、予算審議のときに副町長に申し上げました。経済対策支援で支援金を出してほしいと。しかし、副町長の答弁では支援金を出せないと言われました。出せないのなら、やっぱりそういう形で何とか守っていただきたいと。

ほんで、町長にちょっとお聞きしたいんですけど、もちろん今の補正予算1号で、教育も大事ですし、そういったものに対する補正予算を組まれています。しかし、コロナ禍によって、これだけ本当に町内事業者が大変なんです。このコロナというのは誰しも予想してなかったことで、本当に100年に一遍と言われる危機なんですよ。

例えば中学校の蛍光灯をLEDに替えることも必要です。けども、それは100年に一遍のことじゃないんです。経済対策というのは、コロナというのは、当然私どもが経験したことのない、本当に100年に一遍の危機なんですよ。これを乗り切るのは、事業者では乗り切れないところもあるんです。だから、支援はしてくれますけども、乗り切れない。これはどうしても政治の力が要るんですよ。だから、国なんかでも膨大な補正予算を組んで国費をどんどん発行しています。国費を発行しても、国債を発行しても、全部国民にしわ寄せが来るんですよ。県でも町でもそうです。しかし

100年に一遍の危機を救わなくては次がないんです。

そこらのところの思い、どのように町長はこれを使い切っていくとしてはるのか。また、コロナ禍に対する本当の考えを私は聞きたいのです。よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、コロナ禍における町内の様々な事業者様であったり、その生活であったりということの御質問を頂きました。また、その前段に際しましてはP a y P a yということを中心としておりますけれども、経済、またデジタルの振興というところに関しての御意見ということも頂きました。

第1に、今回の補正にてお願いを、上程をさせていただいておりますのはP a y P a yということをございますけれども、今ほど村田議員もおっしゃっていただいている部分、恐らく、大変御期待ということを大きくお持ちいただいているがゆえにの御発信であるというふうにも理解をいたしておりますので、様々な部分、町内の事業者様にもいろいろ御協力を頂くことにもなりますし、また実際、今ほどおっしゃっていただいておりますのは、お客様のほうの御利用があまりないものであるもので、結果として店舗のほうも、その御利用もなかなか進まなかったというところもあるんだろうと思いますけれども、デジタルということは町内の皆様にとっても当然プラスになっていくものでございますので、よい契機と捉えて、この事業を皆様と進めていきたいというふうに考えております。

それを第1弾といたしまして、町内の事業者様の経済の振興ということを図ってまいっている部分でございます。またその先に、今年度におきましても、町で様々な中小企業の方々への経済支援、またアフターコロナの体制強化のメニューということもしております。また、国、県においても町の上乗せということもいたしておりましたけれども、売上げの減に対する補助という部分もございます。今年度、来年度におきましても様々な施策というところを必要に応じて、もちろん国の対策というところをしっかりと踏まえながら、そういう部分も構想していきたいというようにも思っております。

最も大事なことは、ワクチンの接種を町一丸となって、住民の皆様の接種をしっかりとさせていただいて、愛荘町としてのこれを克服していくというところにおいて、これはもちろん先生方のお力もぜひ賜りながら、住民の皆様の接種を確実に1日でも早く進めてまいりたいというように考えております。

○議長（河村善一君） 村田君。

○5番（村田 定君） 町長、ありがとうございました。私、本当に戦中の生まれですから、こういったZ世代、分からない。けども、会えば、すごいことを考えているんですよ。すごいです。今、Z世代が世界で20億人いると言われているんです。それが流行、ファッションをつくっているんです。それに町も乗らないと燃えないですよ。だから、いいね、いいね、いいねが続くんですよ。いいねで友達を誘うんです。そのような形のものをつくっていただきたい。

それで、Z世代なんかに聞いたら、納税するのが、この町に魅力がなかったらしない。だから、ふるさと納税では魅力のあるところにすると言います。それやったら、ますます歳入が減るじゃないですか。だから、歳入を増やすためには、そういういいねの発信をZ世代にしてもらおう。Z世代というのはデジタルしか知らないんですよ。だから、そこを強く肝に銘じていただいて、町に、第2次補正予算でも結構ですので、経済対策を組んでもらって、本当に地元業者の救済というんですか、それを強く強くお願いしておきます。終わります。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。私は、概要表のほうのページで申し上げますと、2ページの一番下、ここに総務管理費の自治会活動云々というのがあります。それで1,630万ということなんですが、お尋ねしたいのは、まちづくりの活動を支援するというようなことなんですけど、これはこれでどういうことなのかなということなんです。

といいますのは、まちづくりの基本的な予算につきましては、当初予算で大体見ておりますね。そこにこの1,630万を加えて、要するにこの活動のために支払うということなんですが、具体的に自治会活動というところで、果たして自治会のほうはどういうことにそれを使うのか、それが例えば自治会の中の各住民のほうにどういうふうに及ぶのかと。そういうところが、やはり自治会としてはっきりしたものを持っているのか、あるいは町がそういう方針をしっかりと持って指示をされるのか、その点だけをちょっと懸念いたしますので、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 自治会活動活性化推進事業でございますけれども、この事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策を講じつつ、自治会が地域の連帯感等を感じつつ、ポストコロナに向けた自治会活動を再開していただ

くということの事業でございます。

令和2年度に実施いたしました愛荘町の自治会活動の再開円滑化事業補助金がございます。この2年度に実施した補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染下における3密を防止、予防するための自治会活動の推進、また、感染症の終息後に力強く自治会活動を推進していくことを目的に補助をしたものでございます。自治会が感染拡大を防止しながら自治会活動の再開に向けて取り組む事業に要する経費に対して支援をしたものが令和2年度でございます。

今回の事業につきましては、これまでの感染拡大防止対策に係る備品等の整備に加えまして、地域の連帯感、自治意識の向上に向けたポストコロナの活動を推進するために必要な経費に対して支援するものでございます。これによりまして、これまで自治会のイベントであったり活動を自粛されていたものが、一旦令和2年度で、設備等の整備によりまして、少しずつ会議等を開いていただくとか、そういった活動を進められていました。

令和3年度につきましては、さらにその活動を地域として活性化させていくために、屋外の活動であったりイベントの見直しによる新たな地域活動の様式というものを進めていただくというような形で、今回の追加予算のほうで事業として進めていただくものでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 回答いただきましたけど、具体性がないんですよ。ほんで、各自治会におきまして、やっぱりその具体性を示した上で、こういうことにとということでの考え方をやはり、町としての考え方をしっかりと示していただかないと、やはり要するに2年度の延長線上になるんじゃないかなと思いますから、その辺りをもう一度確認させていただきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 今回の事業につきましては、これまで令和2年度に実施しておりました感染症の拡大防止策として、例えば空気清浄機であったりとかサーキュレーターといったものの整備につきましては2分の1ということで、従前の事業としては残しております。

そこに加えまして、新たに補助率5分の4として、自治会活動に関しまして、単なるその再開にとどまるだけでなく、交流の促進や自治会のデジタル化といったもので、

新たな形の取組を推進することを目的としております。

具体的な事業内容の例といたしましては、インターネットを活用した会議や活動を実施するためのICT環境の整備、例えばWi-Fiルーターであったりプロジェクター等の整備、また、健康寿命の延伸のために、例えば3密に配慮いたしまして健康づくり活動を実施するための備品の整備、例えばウオーキングをされたりするときに使われるようなトレッキングポールであったりとか反射ベストなどをそろえていただくとか、また、地域の現状を把握するということと、コロナ禍における新しい環境における地域の今後を検討するための自治会の人口戦略をつくったり、そういったことをするために要する費用であったり、感染対策を踏まえた空き家を活用した居場所づくりのための改修費用といったものを想定しております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今、お話を聞いておりまして、それは要するに町段階以上の話じゃないかと思う。自治会というのは、もっとWi-Fiを使えどこのこのとか、そこまではなかなか難しい話ですので、もう少しこれをしっかりと生きた予算になりますように、自治会をしっかりと、具体的な指針を示していただきますようお願いしておきます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。先ほども、全協でも少し触れているんですが、総務管理費について、事業番号3205ですが、これが、その説明で行くと、行政手続、事務のオンライン化の基盤、それをいうたら令和3年度、来年度に地ならしを行っていくと。要するにデジタル庁設置、それをもってデジタルを推進するための国の動きに合わせて基盤をつくる、地ならしを行っていくという説明でした。

要するに、特にもう少し詳しい説明を頂きたいのは、どのような業務を優先的に地ならしをしようとしているのかということ、要するに委託ということなので、どういう業務に対してオンライン化を進めていくべき業務をする手続、そういうものを、システムを委託していくのか、その点を詳しくお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今、国のほうではデジタルガバメント計画という中で、ある一定の業務についてデジタルを進めようというようなことでお示しをされております。そういった中でお

むね大体、役場の業務、全般的になってくるんですけども、その中で特にどういった部分がデジタル化に適しているのかという部分を、その部分から洗い出しをしていくという部分が今回の業務になってくるというふうに考えておりますので、特に今の段階でこういった業務がふさわしいというようなところについては、説明はちょっと難しいのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、業務の地ならしをしていく上でマイナンバーカード、こういうものとのひもづけとか、そういうものも含めて、結果として地ならしを進めていくということを、そのように受け止めていいのか確認をしておきます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 特に国のほうではいろいろと推進している中で、地方公共団体におけるデジタルガバメントの推進というところで示している中で、地方公共団体の行政手続条例規則に基づく手続を含むんですけども、その中で全体的なオンライン化を推進するという部分をしっかりと言うておりますので、もちろんマイナンバーに係ります普及も含めて考えていく必要がございますので、逆にマイナンバーに絡まない業務も含めて、全ての業務が対象になってくるというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然だと思うんです。要するに住民に関わってくる、個人に関わってくる部分ではマイナンバーがくっついてくる。しかし一般の行政事務について、それは引っかかかっていかないで、しかし、オンライン化という点では全てが引っかかかっていく。そういう面での言葉で全般的な業務という言葉を使っているんだろうというふうに思うんです。

しかし今、説明の中では優先的にとという言葉を使っているんですよ。政策監が、この予算の説明の中で。優先的にとは、どういう優先的業務なのかということをお答え願いたいんですよ。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 特に優先的な部分につきましては、住民さんに対するメリット、そういったものが高いものを中心に、それと費用対効果の部分がございまして、そういった部分も比較しながら進めていくということになると思います。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そんな、ちょっと待って。抽象的な言葉ばかりのやり取りしていても、ちっともイメージが湧いてこうへんやん。そんなんは、優先的なものは住民に、サービスに寄与するとか、利益って、一体何をもってそんな言葉が使われてくるのか、ちょっとよう分からん、はっきり言って。もう少し丁寧に、具体的に1つか2つ出してくれたらいいわけやろう。

○議長（河村善一君） 藤塚政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 直接の所掌ではありませんが、経済対策の取りまとめ担当として、ちょっと答弁させていただきますが、今回の行政手続のデジタル化というところで、多少行き違い等があるのかなというふうに考えておりますが、まず、デジタル化と一言言っても種々あるわけございまして、例えば申請の用紙が電子的にホームページに置いてあって、それを印刷してお持ちいただくということも一部デジタル化になるかもしれませんし、その申請用紙を例えばeメール等で提出いただければ、それで提出が済んだというふうにみなされて申請手続が完了するというものもあるかもしれませんし、ただ、その際に本人確認であるとか、そういったものの真実性をどう担保するんですかといったような論点が出てくるのかもしれない。

今も行っております脱押印との関係で、そもそも申請書類というのが印鑑が要るものなのか、印鑑が要らなくても署名が要るものなのかとか、署名は要らなくて、普通にデータ上で氏名を打ち込んでいただいて、何か身分証明をする書類をeメールに添付していただければ、それで構いませんというものなのかとか、いろいろデジタル化と一言言っても変わってくるというところございまして、その差が何で生じてくるかという、やはり役場側としても本人確認を厳密にしなければいけない事項かどうかですとか、あとは単なる申請だけではなくて、申請を受け付けた後に、実際の相談業務というのが本当の事務の肝のところだから、あまりメールの提出だけで申請を済まされてしまうと本来の行政目的が達成できないとか、そういったいろいろ事務の種類であるとか、法的規制であるとか、その事務に対して我々が期待している効果によって、デジタル化というものを1つ取ったときに、何をどこまでやるんだという話が変わってくるというところございまして。

ただ、それを実際に行政内部だけで行おうとすると、なかなか、じゃあ町の全て、

どういった事務があって、それに対してどういった規則とか要綱とか条例とかがあって、さらに、それに対して国のほうで法律とか政令でどういった規制がかかっているんだというところを、まずは全体的に調査をしていかなければいけませんねというのが1つ課題としてございます。

今回まさにやろうとしていることというのは、棚卸しの一部として、どういった手続というのがそもそも町に存在していて、それを仮にデジタル化という形で、どういう形でデジタル化するかといった際に、どういった規則を見直していかなければいけないかというのを抽出していく必要がございます。そういった中で、確かにこの規則、この手続については単にeメールで提出していただければ、それで問題ない手続だということのももちろんございますので、そういったところについては早め早めにオンラインで手続ができるように構築していくことは可能でしょうし、逆に厳格な身分確認が必要なものと、例えばそのために新規にシステムをつくる必要があるのか、それとも、もう少し実際に規則をつくり直したりであるとか、実際に受け取る側の職員の研修が必要な場合等もございますので、そういったすぐにオンライン化ができる手続、できない手続というのを分けて、その中で、そういった観点も含めて優先順位をつけていくという趣旨で先ほどの説明があったところでございますので、なかなかどの手続が対象だと言われると、現時点ではなかなかお答えが難しいというのはそういう趣旨でございまして、まずは次年度委託の業務で、どういった手続が全体的に役場にあって、それがどういった形でデジタル化できるかどうか、法的側面であるとか、その事務の性質の側面、また法令の限界であるとか、そういったところを見定めつつやっていきたいというのが本事業の趣旨ということでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）について、反対を表明しておきます。

縷縷、特にオンライン化の基盤整備における委託業務の質疑並びに答弁の中で、推測の域ではあるんですが、要するにオンライン化、デジタル化の利便性、そうした社会そのものは別にどんどんどんどん進化して行って、それなりの状況をつくり出すと。

しかし行政事務におけるオンライン化の基盤整備、今、答弁の中で、やはり個人の確認とか、そういうものをどのように構築していくのか、当然法整備であったり、そういうものが伴ってくるわけですが、同時に、それを確認させるためには、マイナンバーカードというものを付与していかざるを得ない。そこへ導く、そうしたオンライン基盤事業だというふうに推察して、そこに懸念を申し上げて反対討論としておきます。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 議案第27号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事務事業の経費や経費の計上。新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、公共施設や避難所、教育施設における感染拡大を防止するために必要な消耗品や備品、購入費などの計上。交通事業者が実施するキャッシュレス端末の導入支援や、近江鉄道利用者の通学定期券購入に係る費用の一部助成。ゆうがくの郷の衛生環境の改善を図るための工事費などの計上。また、ポストコロナに向けた経済構築の転換、好環境の実現として、町内事業者などの売上げ回復による地域経済の活性化を図るため、スマホ決済アプリと連携したポイント還元キャンペーンの実施。ふるさと納税の拡大を図るため、町内事業者を対象としたセミナーなどの開催費用や新たな商品開発のための補助金の計上。来訪者や地域住民が安心して快適に利用、滞在することができる観光施設の環境整備。さらに、自治体活動の活性化及び地域社会の健全な発展のために行うまちづくり活動を支援するための補助金の計上。行政手続、事務のオンライン化の基盤を構築するための経費の計上。各種集団健診の混雑回避のため、ICTを活用した予約システムの構築費用の計上。学校教育におけるICT環境の初期対応から技術的なサポートを行うためのGIGAスクールサポーターの設置費用の計上など、地方創生臨時交付金などの国の補正予算を活用した予算計上となっており、コロナ禍の中、住民生活を支えるための事業展開が期待できるものであります。今回も、新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、安全の対策を行っていただくとともに、さらなる適正な予算執行、予算管理をお願いし、各議員におかれましても賛同をお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第27号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議案第28号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第28号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

追加の議案書の1ページと、改正条例等説明資料につきましても1ページのほうをお願いしたいと思います。説明資料のほうで御説明させていただきます。

まず、改正の理由でございます。厚生労働省の事務連絡によりまして、介護保険の第1号保険料について、令和3年度における減免措置に対する財政支援の取扱いとしまして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における普通徴収の納付期限、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払い日のある令和2年度分及び令和3年度分の保険料の減免を行った場合について、財政支援を行うと示されました。このことを受けまして、減免措置を実施するために所要の改正を行うものでございます。

条例の本文でございます。付則の第15条中、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

改正後の条例の施行につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第28号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時24分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま同意1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、同意1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

愛荘町副町長に次の者を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成30年4月から3年間、副町長の任に当たっていただいた石田副町長から、このたび辞任の申出がありました。後任として、現在滋賀県商工観光労働部商工政策課参事の中西功氏を選任することについて、同意をお願いするものです。

中西氏は、平成4年に滋賀県職員に採用以来、東京事務所、広報課、観光政策課、商工政策課等を歴任され、地方行政全般にわたり、とりわけブランド発信や観光政策等の分野で豊富な知識、経験を有する方です。

御同意を頂ければ、石田副町長の退任を3月31日、中西氏は4月1日に副町長に就任いただく予定であります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） 人事案件につき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第6号 愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。意見書1件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、意見書第1号 新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。11番、瀧 すみ江君。

〔11番 瀧 すみ江君登壇〕

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。意見書第1号のほうの提案理由説明をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

意見書第1号。令和3（2021）年3月12日、愛荘町議会議長、河村善一様。

新型コロナウイルス感染抑制のための社会的検査を求める意見書。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、瀧 すみ江。賛成者、愛荘町議会議員、辰己 保。

次のページをおめくりください。

新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は、PCR検査等を拡充し、早期に感染者を把握し保護することによって感染拡大を防止することができ、初めて社会経済活動との両立を図ることができるようになります。医療関係者及び科学者は、全国的には感染拡大の下げ止まり状態であるが、感染再拡大への懸念は拭えないと表明し、また、コロナウイルス変異株の脅威と感染拡大にも懸念を発しています。コロナ感染対策及び変異株への対処を行う上からも、PCR検査等を実施できる社会的検査体制をつくる必要があります。特に医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員などのエッセンシャルワーカーの優先的なPCR検査等を実施することが求められています。

県内でも医療、高齢者施設、そして教育機関などでクラスターの発生が相次いでいます。PCR検査等は命を救う医療、介護、福祉の崩壊状況を緩和に向かわせるためにも必要です。そして町民の命を守り、安心した生活となりわいを取り戻す手だてとしてもPCR検査等は必要です。PCR検査等の体制のさらなる拡充のために、滋賀県は財源を確保し、実効性ある対策を講じる必要があります、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記。1、県が財源を確保し、社会的検査を幅広く実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。2021年3月23日、滋賀県知事、三日月大造殿。滋賀県愛知郡愛荘町議会。

以上の意見書ですけれども、このことについては国も、政府のほうもその方向に動

きつつありまして、やはり変異株ということもありますし、本当に今、感染を封じ込めるという意味で、社会的検査ということが必要だということを訴えさせていただきます、皆さんの適切な御議決により意見書を可決していただきますことをお願いいたします。よろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） もう少し私自体に知識があればと思うんですけども、この社会的検査、これは果たしてどういうものをいうのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本文にありますとおり、各医療や高齢者施設、教育機関など、このようなところで働いている人とか患者さんなどに検査を行うことです。症状がない方の検査ということで、事前にそういうところからコロナ感染を封じ込めるという意味があります。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） といいますと、この検査を、私は県民全てを対象にしていく大きな社会的なと思ったんですけども、今のお話を伺いますと、要するに特定の医療従事者とか、高齢者施設とか、ここに記載されております、こういう範囲の方の検査体制をとということでの意見書と見なしたらよろしいのでしょうか。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。社会的検査の大きな意味はそういう全体、国民全員が行っていくというところに行き着くとは思うんですけども、やはり今の日本の状況では、まだまだ施設とか学校とか、そういうようなところのクラスターが発生しやすいところとか、そういうようなところの検査も行き渡ってない状態ですので、この意見書とすると、まずそこから行っていくということで、そして本当は、理想は全体的に症状のない人、そういう方にも広げていくという意味があると思います。最終目的はやっぱりみんなが検査を受けるということになるとは思いません。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論なしと認めます。

これより意見書第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、意見書第1号 新型コロナウイルス感染抑止のための社会的検査を求める意見書については、否決することに決定しました。

◎議提第2号～議提第4号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第4、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第3号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎議提第5号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議提第5号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第5号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。
休憩 午後3時40分
再開 午後4時20分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 地方自治法第117条の規定により、議長を交代します。副議長に交代します。

〔河村善一議長 退席〕

○副議長（伊谷正昭君） ただいま河村善一君から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。
休憩 午後4時21分
再開 午後4時23分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の辞職

○副議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

事務局に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（徳田郁子君） 辞職願。令和3年3月23日、愛荘町議会副議長、伊谷正昭様。愛荘町議会議長、河村善一。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（伊谷正昭君） お諮りいたします。河村善一君の議長の辞職を許可するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、河村善一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。
休憩 午後4時24分
再開 午後4時24分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（伊谷正昭君） ただいま議長が欠けました。
お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。
休憩 午後4時25分
再開 午後4時26分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第1号の上程、選挙

○副議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。
地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（伊谷正昭君） ただいまの出席議員は14名であります。
次に、立会人を指名させていただきます。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人を13番、辰己 保君、1番、澤田源宏君を指名いたします。

ただいまから投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○副議長（伊谷正昭君） それでは、投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 配付漏れなしと認めます。

これから投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（伊谷正昭君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。

それでは、ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票をお願い申し上げます。

[投票]

○副議長（伊谷正昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行いたいと思います。13番、辰己 保君及び1番、澤田源宏君の開票の立会をお願いしたいと思います。

[開票]

○副議長（伊谷正昭君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、伊谷正昭君8票、西澤桂一君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、伊谷正昭君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（伊谷正昭君） ただいま議長に当選された伊谷正昭が議場におります。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

議長に当選された伊谷正昭から、就任の御挨拶がございます。

議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

ただいまは議長選挙におきまして愛荘町議会の議長に選任をさせていただきまして、

大変光栄に思っておる次第でございます。そして、この責任の重大さを痛感させていただいております。

誠に皆さんからの御推挙によりまして、身を挺してその御厚情に対し報いる覚悟でございます。気持ちも新たにしているところでもございます。さらなる議会改革の推進と、また議会の活性化のため、また愛荘町、町政の発展のために、微力ではございますが、私なりに務めさせていただくことを皆さん方にお約束させていただいて、頑張っていきたいと、こういうふうに思います。

それでは、そういうことで、今後とも皆さん方のさらなる御支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、議長就任に当たりましての御挨拶に代えたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。

ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行いたいと思っております。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時39分

再開 午後4時40分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

◎選挙第2号の上程、選挙

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めていただきたいと思います。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊谷正昭君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人の指名を行います。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、村西作雄君及び3番、森野 隆君を指名いたします。

ただいまから投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（伊谷正昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（伊谷正昭君） 投票箱、異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（伊谷正昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。2番、村西作雄君及び3番、森野 隆君の開票の立会人をお願いしたいと思います。

〔開票〕

○議長（伊谷正昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロであります。

有効投票のうち、竹中秀夫君8票、徳田文治君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、竹中秀夫君が副議長に当選をされました。

出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊谷正昭君） ただいま副議長に当選されました竹中秀夫君が議場におられ

ます。愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

副議長に当選をされました竹中秀夫君から、就任の挨拶があります。竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） ただいまは副議長選挙におきまして皆様方の御推挙によりまして、当選させていただきました。皆さん方の格段の御協力をよろしくお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） それでは、恐れ入ります。今、正副議長が決まりましたので、委員会構成も一部変えなありませんので、5時半まで暫時休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午後4時50分

再開 午後6時00分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） お諮りいたします。ただいま指定1件、選任3件、報告3件、選挙2件が提出されました。これを日程に追加いたしまして、直ちに議題としたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、指定1件、選任3件、報告3件、選挙2件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎指定第1号の上程、説明、決定

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、指定第1号 議席の変更について、議題といたします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行いますので、変更した議席はお手元に配付いたしました議席書のとおりで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更については、お手元に配付した議席書のとおりと決定をいたしました。

◎選任第2号の上程、説明、選任

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第2、選任第2号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任について、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長によって指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名をいたします。

まず、広報常任委員会に河村善一君を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、選任第2号 常任委員会委員の選任については、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第3、報告第2号 総務産業建設常任委員会の委員長報告について、議題といたします。

常任委員会の互選の結果、総務産業建設常任委員会委員長に河村善一君、以上のとおり互選をされましたので、報告をいたします。

◎選任第3号の上程、説明、選任

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第4、選任第3号 議会運営委員会委員の選任について、議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任について、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長によって指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

議会運営委員会に河村善一君を指名したいと思っております。これに御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、選任第3号 議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。
休憩 午後6時04分
再開 午後6時07分

○議長（伊谷正昭君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第5、報告第3号 議会運営委員会の委員長、副委員長の報告について、議題にします。

議会運営委員会で互選の結果、議会運営委員長に高橋正夫君、議会運営委員副委員長に河村善一君、以上のとおり互選をされましたので、報告いたします。

◎選任第4号の上程、説明、選任

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第6、選任第4号 特別委員会委員の選任について、議題にいたします。

お諮りいたします。特別委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

予算・決算特別委員に河村善一君、同和対策特別委員に河村善一君を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、選任第4号 特別委員会委員の選任については、ただいま指名をいたしましたとおり選任することに決定をいたしまし

た。

◎報告第4号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第7、報告第4号 特別委員会の委員長、副委員長の報告について、議題といたします。

特別委員会の互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に竹中秀夫君、副委員長に河村善一君、同和対策特別委員会委員長に澤田源宏君、以上のとおり互選をされましたので、報告をいたします。

◎選挙第3号の上程、説明、決定

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第8、選挙第3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

愛知郡広域行政組合議会議員に伊谷正昭を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました伊谷正昭を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した伊谷正昭が愛知郡広域行政組合議会議員に当選をされました。

愛知郡広域行政組合議会議員に当選をされました伊谷正昭が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

◎選挙第4号の上程、説明、決定

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第9、選挙第4号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選をしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に河村善一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河村善一君を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した河村善一君が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました河村善一君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（伊谷正昭君） これで本定例会に付された日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（伊谷正昭君） 町長、閉会の挨拶をお願いします。町長。

○町長（有村国知君） 令和3年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、人事案件6件、専決案件1件、条例案件13件、損害賠償案件1件、契約議決案件1件、令和2年度補正予算案件6件、令和3年度当初予算並びに補正予算案件7件、合計35案件について御提案し、慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。愛荘町の将来に向けて重要となる令和3年度予算について、着実かつ迅速に執行を行うとともに、愛荘町が全ての人にとってよりよい場所となるよう、私、職員の皆さん一同、誠心誠意努力をしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、国の経済対策に応じ、町においても国が示す新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現及び防災・減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保の3分野に対応した町独自の施策を遅滞なく展開してまいります。加えて、感染症対策の切り札となるワクチン接種については、1日も早い接種の開始に向け、準備作業を着実に進め、皆様が早く安全で快適な生活に戻るよう進めてまいります。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様のより一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） これをもちまして、令和3年3月愛荘町議会定例会を閉会いたします。大変早朝より、皆さん方、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後6時16分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 4 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番